

「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令」の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和 4 年 11 月 30 日
厚生労働省
職業安定局雇用開発企画課

今般制定された「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 号）」については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 1 号に該当することから、同条第 1 項に規定する意見公募手続を実施しておりません。

※行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）抄

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

二～八（略）

以上